

特別徴収されてない事業主、従業員の皆さまへ

個人住民税は、特別徴収で納めましょう

特別徴収とは？

事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税（町・県民税）を引き去りし、従業員に代わって市町村に納入していただく制度です。地方税法第321条の4の規定により、所得税を給与から源泉徴収している事業主は、すべての従業員について個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

個人住民税は計算のわずらわしさがありません

個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主が税額を計算したり、年末調整する手間はかかりません。事業主の皆さまには給与支払報告書を提出いただくだけです。

従業員にとっても大きなメリット

- ◇毎月、給与から引き去りされるため、納め忘れがありません。
- ◇一人ひとりが納期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
- ◇納期が年12回となり、1回あたりの納付額が少なくなります。(普通徴収は年4回)

平成26年度から山形県内全市町村で完全実施

すべての事業所が特別徴収事業所となります。平成27年度の個人住民税は、平成27年5月に特別徴収通知書をお送りしますので、6月の給与から税額を差し引いて納入していただきます。年度途中に就職された方の個人住民税も普通徴収の納期限前のものであれば特別徴収に切りかえられます。

住民税特別徴収のしくみ



■問い合わせ 県西置賜税務室 ☎88-8209
税務出納課町民税係 ☎85-6132

町税などの納付について

納め忘れはありませんか？

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税及び介護保険料・後期高齢者医療保険料は、それぞれ納期限があります。(納付書に記載しています。町報「綴込表紙」にも記載されています。)

◎納付書で納付される方は、納期限まで納められなかった場合には、督促状が発送されます。

◎口座振替で納付される方は、残高不足等の理由により口座振替できなかった場合、口座振替不能通知書(納付書)が送付されます。納付書でも納付いただけなかった場合は、督促状が発送されます。

●ご注意 督促状発送後も納付がない状態が続きますと、必要に応じて財産調査などを実施し、差押えに進みます。差押え財産は当方で決定し、事前

の連絡はありません。差押えた給与・預金・保険等は(保険は解約のうえ)未納の税金に充当されます。動産・不動産は公売により換価のうえ、同じく未納の税金に充てられます。

※納期限を一定期間以上経過しますと延滞金が発生し、さらに納付額が増加します。お手元の納付書をご確認いただき、納期限が過ぎているものがありましたら早急に納付いただきますようお願いいたします。

■問い合わせ 税務出納課 収納係 ☎85-6106